

島根県立芸術文化センター管理規程

財団法人島根県文化振興財団（以下「財団」という。）が、島根県芸術文化センター（以下「センター」という。）の指定管理者としての指定期間におけるセンターの管理運営について、島根県芸術文化センター条例（平成16年島根県条例第51号。以下「条例」という。）、島根県いわみ芸術劇場管理規則（平成16年島根県規則第91号。以下「芸術劇場規則」という。）、島根県立石見美術館管理規則（平成16年島根県教育委員会規則第29号。以下「美術館規則」という。）及び島根県立石見美術館の観覧料の減免等に関する規程に基づき、センターの管理に関する取扱い（以下「管理規程」という。）を定め、その適切な管理運営に資するものである。

（開館時間 条例第12条）

第1条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、財団法人島根県文化振興財団理事長（以下「理事長」という。）が必要と認め、知事の承認を得たときは、開館時間を延長することができる。

2 センターの利用時間は次のとおりとする。ただし、理事長が必要と認め、知事の承認を得たときは利用時間を変更することができる。

（1）島根県立石見美術館（以下「美術館」という。） 午前10時から午後6時30分まで

（2）島根県立いわみ芸術劇場（以下「芸術劇場」という。） 午前9時から午後10時まで

（休館日 条例第13条）

第2条 センターの休館日は次のとおりとする。ただし、理事長が必要と認め、知事の承認を得たときは、これを変更することができる。

（1）毎月第2火曜日及び第4火曜日（美術館にあつては毎週火曜日）

（2）12月30日から翌年の1月3日まで

2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日を休館日とする。

（入館者の遵守事項）

第3条 センターの入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）美術館（展示室、前室、美術館ロビー及び回廊東側）内においては飲食をしないこと。

（2）定められた場所以外で喫煙をしないこと。

（3）寄付金の募集、物品の販売、広告物の配布及び看板等の掲示その他これらに類する行為をしないこと。

（4）美術館展示室内の展示品に触れたり、写真撮影、模写等をしないこと。

（5）美術館展示室内の近くでインキ、墨汁等を使用しないこと。

（6）その他前各号に定めるもののほか、指定管理者が指示する事項。

(利用の許可 条例第 14 条)

第 4 条 芸術劇場の施設を利用するものは、理事長に利用申込書（様式第 1 号又は様式第 3 号）を提出し、利用許可書（様式第 2 号又は様式第 4 号）を受けなければならない。許可に関する事項を変更しようとするときには、利用変更申込書（様式第 5 号）を提出しなければならない。但し、情報システムの導入後は、利用許可書、利用変更申込書の様式はシステムの様式とする。

2 利用申込は、利用を開始しようとする日の属する 1 年前の月の 1 日から利用を開始しようとする日までに、利用申込書を提出しなければならない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(1) 次に掲げるものは、利用開始日の 1 年以上前であっても受付ける。

- ①中国地区以上の規模を要する催し物
- ②国、地方公共団体及び学校が主催する県規模の催し物
- ③公共団体又はこれに準ずるもの及び学校の連合体が、定例的に行う催し物
- ④指定管理者が行う催し物
- ⑤その他、理事長が特に必要と認める催し物

(2) 次に掲げるものは、利用開始日の属する月の 6 月前の月の 1 日から受付ける。

- ①大ホール、小ホールの本番を伴わないもの。
- ②大ホールの 1 階席のみの利用。但し、学校が主催して、児童、生徒及び学生のために教育的文化的な催し物をおこなうときは 1 年前から受け付けることができる。
- ③多目的ギャラリーの主として美術に関する創作発表以外の利用。但し、大ホール及び小ホールの控室等で利用する場合は除く。
- ④中庭広場・前庭広場・駐車場の単独利用で県が認める場合。

(3) 次に掲げるものは、利用開始日の属する月の 1 月前の月の 1 日から受付ける。

- ①楽屋の単独利用。

3 引き続き利用できる期間は次のとおりとし、理事長が必要と認める場合はこの限りではない。

- (1) 大ホール、小ホール、楽屋は 5 日間
- (2) 多目的ギャラリー、スタジオは 10 日間

4 利用期日、期間、施設、時間、目的、入場料金等に係る変更は、一利用申込において原則として 1 回限り認め、取扱いは以下とする。なお、起算日は使用を開始する前日とする。

施設名	変更による取扱いと利用日からの起算期間
大ホール 小ホール 楽屋	不足が生じた場合は、追徴する。 過額が生じた場合は、6 月前は差額の 8 割相当額を還付する。 1 月前は差額の 5 割相当額を還付する。 1 月以内は還付しない。
スタジオ 多目的ギャラリー	不足が生じた場合は、追徴する。 過額が生じた場合は、2 月前は差額の 8 割相当額を還付する。

屋外施設（中庭広場、前庭広場及び駐車場。以下同じ。）	1 月前は差額の 5 割相当額を還付する。 1 月以内は還付しない。
----------------------------	---------------------------------------

（利用に係る審査基準）

5 理事長が利用許可をしない場合は、条例第 14 条第 2 項の規定により、また許可の取消し等を行うことができる基準は、条例第 15 条の規定によるものとする。

但し、次の場合には、物品の販売等を認める。

- (1) 大ホール、小ホールのホワイエにおいて、ホール催物に付随して、物品の販売を行う場合
- (2) スタジオ、多目的ギャラリーにおいて、スタジオ、多目的ギャラリーの催物に付随して、物品の販売を行う場合
- (3) 屋外施設において、条例第 2 条に定める目的を阻害せず、かつ、住民活動の活性化、地域産業振興の観点から必要と認められる物品等の販売を行う場合
- (4) その他理事長が必要と認め、知事の承認を得た場合

（標準処理期間）

6 利用申込に係る処理の取扱いについては、原則として次のとおりとする。後納扱いはこの限りではない。

利用申込書の処理	利用料金の支払い
利用開始の日の前日から起算して 6 月以前に提出された場合は、提出日から 2 月以内	指定する期日
利用開始の日の前日から起算して 2 月以前 6 月以内に提出された場合は、提出日から 20 日以内	指定する期日
利用開始の日の前日から起算して 2 月以内に提出された場合は、提出日から 10 日以内	指定する期日

（利用料金 条例第 16 条）

第 5 条 利用料金は、別表 1 とする。

2 利用料金は、利用を許可するときに徴収する。ただし、理事長が認める次の場合は使用後に徴収することができる。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公共的団体で理事長が認めるもの
- (3) 教養講座として認めるもの
- (4) 利用料が 30 万円以上になるもので、理事長が認めるもの
- (5) 文化団体やその他の団体で、理事長が特に認めるもの
- (6) 第 1 号から 3 号の場合の利用料は、使用後 14 日以内に納入しなければならない。
第 4 号及び第 5 号の場合の利用料は、指定期日までに納入しなければならない。

3 割引できる場合の利用料金は、次のとおりとする。

- (1) 利用の少ない期間に大ホール、小ホールを利用する場合で、利用日の 60 日前から

10 日前までの期間に予約し利用申込書を提出する場合の利用料は、該当する利用料金の 8 割相当額とする。

(2) 大ホール、小ホールを本番を伴わない練習・リハーサルで利用する場合で、利用日の 30 日前から 10 日前までに予約し利用申込書を提出する場合の利用料は、該当する利用料金の 5 割相当額とする。

(利用料金の減免 条例第 17 条)

第 6 条 条例第 17 条の規定により利用料の減免を受けようとするときは、利用料減免申込書(様式第 6 号)を、利用申込を行う際に提出しなければならない。但し、同じ月に 2 回以上利用する場合は、初回のみ提出とする。

2 利用料金を減免する対象事項と減免率は、次のとおりとする。ただし、割引制度との重複適用はしない。

減免対象事項		減免率
1	教育委員会、児童福祉法第 39 条第 1 項に定める保育所(以下「保育所」という。)又は学校教育法第 1 条に定める学校(以下「学校」という。)が主催して、乳幼児、小学生及び中学生のために教育的、文化的な催し物を行うとき。	5 割
2	教育委員会又は学校が主催して、生徒(ただし、中学生を除く。)及び学生のために教育的文化的な催し物を行うとき。	2 割
3	公共的団体が、慈善を目的として行う芸術文化公演事業。	3 割
4	芸術文化鑑賞を目的とする団体が、年間 4 回以上行う芸術文化鑑賞事業。	2 割
5	島根県文化団体連合会及び島根県芸能文化協会、またはそれらの加盟団体が行う芸術文化事業。	2 割
6	月 2 回以上定期的に利用する場合で、理事長が教養講座として認めるもの。	2 割
7	月 2 回以上定期的にスタジオ 1 を文化団体が利用する場合で、理事長が認めるもの。	5 割
8	その他、理事長が特に認めるもの。	2 割
<p>[備考]</p> <p>1、1 号、2 号において、教育委員会、保育所又は学校に準じるものが、乳幼児、児童、生徒及び学生のために教育的文化的な催し物を行うときも同様とする。</p> <p>2、1 号、2 号において、鑑賞を目的として乳幼児、児童、生徒及び学生が出演しない場合は、「入場料 1,000 円以下」の使用料とする。</p> <p>3、5 号においては、主として当該団体が出演または出品する場合とする。</p>		

- 3 利用料金を減免する施設設備は、次のとおりとする。
 - (1) 1号から5号及び7号に該当するものが利用する、大ホール、小ホール、楽屋、スタジオ、多目的ギャラリー及び設備器具。
 - (2) 6号に該当するものが利用する、楽屋、スタジオ及び設備器具。
- 4 減免の算定は、正規の利用料に減免率を乗じて減免額を算定し、正規の利用料から減免額を差し引いて算出する。ただし、10円未満は切り捨てとする。

(利用料金の還付 条例第18条)

第7条 利用者が利用開始する日以前に利用の中止を申し出たときの利用料金の還付については、次のように定め、利用料還付申込書(様式第7号)を理事長に提出しなければならない。

- 2 条例第18条第1号及び第2号に該当するときは、利用料の全額を還付する。
- 3 条例第18条第3号に該当するときは、以下による。

種 類	使用中止を申し出た日	還付する額
大ホール、小ホール、屋外施設及び楽屋並びにこれらの施設に付帯する設備	使用開始の日の前日から起算して6月前まで	8割相当額
	使用開始の日の前日から起算して1月前まで	5割相当額
スタジオ、多目的ギャラリー並びにこれらの施設に付帯する設備	使用開始の日の前日から起算して2月前まで	8割相当額
	使用開始の日の前日から起算して15日前まで	5割相当額

(利用受付時間)

- 第8条 施設の利用を受付する時間は、原則として休館日以外の9時から18時とする。
- 2 利用受付開始日の受付方法は、来館者受付を9時から行い、利用希望日が重複した場合は抽選とする。また、電話等の受付は午後1時から先着順で行う。

(利用料の算定と解釈について 条例の備考、施行規則第5条)

第9条 利用料を算定する基準は、条例の備考、施行規則第5条により定める。

- 2 「入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)」については、入場料は徴収しないが、入場料に相当する金員を徴収する場合は「入場料等」と見なし、次の場合も同様とする。
 - (1) 商品の売り上げにより招待券等を発行し入場させる場合。
 - (2) 不特定の者を対象に聴講料、受講料、テキスト代等の一定の金員を支払わなければ入場させない場合。ただし、国、地方公共団体が行う場合はこの限りではない。
 - (3) その他前各号に準じる場合
- 3 「入場料を徴収しないが営利を目的(以下「営利目的」という。)」の解釈については、個人や団体等が何らかの利益を得ることを目的として利用する場合とする。ただし、そ

これらの場合であってもその内部のみを対象とする利用は非営利とする。

- 4 「入場料区分」については、消費税を含む入場料金の最高額により区分する。営利目的の場合及び商品の売り上げにより招待券等を発行して入場させる場合、また会員制度による鑑賞団体が利用する場合には「1001円～3000円の入場料を徴収する場合」の区分とする。
- 5 冷暖房期間における冷暖房料金の算定は、基準使用料の合計額の3割相当額を加算する。
- 6 「本番」の解釈については、舞台装置または展示物等の設営が終わり、観客が入場できる状態または入場し鑑賞できる状態をいう。
- 7 「準備」の解釈については、本番開始前の会場設営または本番終了後の片付け等の予備的な状態とし、この状態が各時間帯区分のいずれかを満たした時間帯を「準備扱い」といい、条例備考5を適用する。また、これに係る設備器具料は徴収しない。なお、類似する状態については次のとおりとする。
 - (1) リハーサルについては、舞台装置等を使用しておおむね本番同様の練習等をする状態とし、利用料は準備扱いとするとするが、設備器具利用料金は徴収する。
 - (2) 本番に連続しないリハーサルについては、本番日の前日から起算して14日前までは本番日と同じ料金区分とし、15日以前は「無料・非営利」の料金区分とする。いずれも準備使用扱いとし、設備器具利用料金も徴収する。また、本番を劇場で行わない場合のリハーサル使用も同様とする。
 - (3) 連続して利用する場合に確保する夜間の時間帯（18:00～22:00）で、全く利用しない場合については、大ホール、小ホール及び会議目的のスタジオ、多目的ギャラリー、楽屋、屋外施設は準備使用扱いとし、設備器具使用料は徴収しない。
- 8 スタジオ、多目的ギャラリーを楽屋及び控室として利用する場合については、主たる利用施設の利用目的にかかわらず、「無料かつ非営利の全額」の利用料とする。
- 9 延長する「1時間までごと」について算定は次のとおりとする。
 - (1) 当該時間帯の前に延長する場合は、その延長する時間の直後の時間帯を、また該当時間帯の後に延長する場合は、その延長する時間帯の直前の時間帯を基準料金とする。
 - (2) 夜間の時間帯の延長が午前9時に達する場合の基準料金は、夜間の時間帯とする。
 - (3) 開館時間外に延長する場合の冷暖房料は、冷暖房の実施に合わせて徴収する。
- 10 料金等の改定による変更に係る差額計算については、時間等の変更により差額が発生する場合においては、納入済みの旧料金と納入予定の新料金との差し引き計算は行わず、変更する部分のみを新料金で計算し差額とする。

(設備料金 施行規則第5条)

第10条 設備料金は、別表2とし、使用が認められたときから算定する。ただし、リハーサル使用を除く準備時間における使用は算定しない。

2 実費について

料金表に記載していない、白布や、照明用カラーフィルター等の消耗品、電話料金、インターネット料金、また分電盤から使用する電気料金は実費を徴収する。

3 展示目的で利用する場合の料金について

スタジオ及び多目的ギャラリーを展示目的で使用する際には、机 10 脚、イス 10 脚、までは基本利用料に含むものとして徴収しない。

4 会議、その他の目的で利用する場合の料金について

スタジオ 1 は、机 30 脚、イス 100 脚まで、スタジオ 2 は、机 5 脚、イス 20 脚まで、多目的ギャラリーは、机 20 脚、イス 60 脚まで基本利用料に含むものとして徴収しない。

(貸し施設の収容人員)

第 11 条 貸し施設の収容人員は以下のとおりとする。

施設名	収容人員	
大ホール	固定席1, 496、車イス席4、立見席85の収容人員計1, 585人 立見席は1階席後部横通路のみで、移動イスなどの工作物を置いてはならない。	
小ホール	固定席396、車イス席4、立見席62の収容人員計462人 立見席は1階席後部横通路のみで、移動イスなどの工作物を置いてはならない。	
スタジオ1	イス仕様	279人
	机・イス仕様	180人
スタジオ2	イス仕様	36人
	机・イス仕様	30人
多目的ギャラリー	イス仕様	154人
	机・イス仕様	84人
小楽屋	2人	
中楽屋	15人	
大楽屋	30人	

附 則

この規定は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。